

令和元年10月1日から

3歳児から5歳児までの保育所、認定こども園、幼稚園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

保育所、認定こども園、幼稚園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

●3歳児から5歳児クラス（年少、年中、年長）までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

- 幼稚園については、月額上限25,700円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。
- 給食費(主食費・副食費)、延長保育料、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、低所得者世帯等については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除される場合があります。
(注) 免除対象者については、市から通知があります。
- 保育所、認定こども園については、無償化となるための手続きは必要ありませんが、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や償還払いの手続きが必要な場合があります。

●0歳児から2歳児クラスまでの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

- さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳児から2歳児までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 低所得者世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

●保育所、認定こども園、幼稚園に加え、**地域型保育事業、企業主導型保育事業（標準的な利用料）**も同様に無償化の対象とされます。

(注) 地域型保育事業とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

認定こども園（1号認定）、幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受け**る必要**があります。

（注）原則、通われている認定こども園、幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）を満たす必要があります。

- 認定こども園、幼稚園の利用に加え、**利用日数×450円を上限に、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

（注）償還払いの手続きが必要な場合があります。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受け**る必要**があります。

（注1）保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）を満たす必要があります。

- **3歳児から5歳児までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化**されます。

（注）償還払いの手続きが必要な場合があります。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

（注1）認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

（注2）無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。